

新潟市地域の祭り・イベント等用具整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている地域活動の活性化を図るとともに、次世代への継承を目的として、地域の祭りやイベント等（以下、「祭り等」という。）の実施に向け、必要な用具を整備する事業を対象に交付する補助金に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「祭り」とは、地域の歴史や伝統・文化を継承し、多世代の住民が交流する行事であって、1年に1回以上開催し、かつ、過去3年以上開催されるとともに、直近の開催実績が平成30年から令和4年までの間に1回以上開催しているものをいう。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- (2) 「イベント」とは、広く一般の人が参加可能で常時人の出入りがあり、会場周辺にも賑わいが創出される行事であって、1年に1回以上開催し、かつ、過去3年以上開催されるとともに、直近の開催実績が平成30年から令和4年までの間に1回以上開催しているものをいう。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- (3) 「整備」とは、原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品をいい、購入又は修繕をいう。

(申請団体)

第3条 補助金の交付申請を行うことができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）
- (2) 新潟市自治会等事務委託要綱（昭和47年12月1日実施）第2条に規定する自治

会等（以下「自治会等」という。）

（３）営利を目的としない団体（以下「その他の団体」という。）

２ 前項第３号のその他の団体は、次に掲げる要件のすべてに該当することを条件とする。

（１）市内に主たる活動拠点を有すること。

（２）市内に在住、在勤又は在学する者を構成員として５人以上有すること。

（３）祭り等を主催する場合は、市、協議会、又は自治会等（以下、「市等」という。）と協働し祭り等を開催していること。又は、祭り等に参加する場合は、参加する祭り等が、市等が主催する祭り等であるか、又はそれら団体と協働し祭り等を開催していること。なお、祭り等は、第２条第１号又は第２号で定めるものであることに留意すること。

（４）事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること。

（５）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。

（６）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。

（７）特定の公職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

（８）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）でないこと。

（９）暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過していない者の統制の下にある団体でないこと。

（１０）その他公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。

（補助対象事業）

第４条 この補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、祭り等に

対して必要な用具を整備する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する活動又は事業は、補助事業の対象としない。

(1) 趣味的な活動を主目的とするもの

(2) 特定の個人又は団体の利益を目的とするもの

(3) 宗教活動又は政治的活動を目的とするもの。もしくは、当該補助事業による効果が、それらの活動に対する援助、助長等につながるとみなされるもの。

(4) 国、県、その他新潟市を含む地方公共団体等の制度による同一の補助対象経費に対する支援を受けているもの。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(5) 事業の主たる効果が市外で生じるもの

(6) 当該事業により生じた利益、残余財産等を構成員に分配するもの

(7) その他公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの

(補助金の交付)

第5条 市長は、補助対象事業を行うものに対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、祭り等に対して必要な用具の購入や修繕などにかかる経費で、別表1のとおりとし、補助率等は同表のとおりとする。

3 前項により算定した補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(補助対象外経費)

第6条 補助金の対象から除く経費は、別表2のとおりとする。

(申請回数)

第7条 補助事業の交付申請は、1団体につき1回とする。ただし、不交付決定や事業の取り止めがあった場合はこの限りではない。

(交付の条件)

第8条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 関係法令等を遵守し、諸手続きを遅延なく履行すること。
- (2) 補助事業を取り止める場合には、市長に届け出ること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に開始できない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておくこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産は、市長の承認を受けることなく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (8) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。
- (9) 補助事業実施期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとし、補助実施期間に実施された事業を補助対象とし、この期間外に発生した経費に対しては、補助金の交付を受けることはできない。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号による補助金交付申請書に次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 用具の整備に係る見積書又はその写し
- (3) 誓約書
- (4) 補助申請団体の概要に関する調書（協議会、自治会等は不要）
- (5) 補助申請団体の会則（協議会、自治会等、その他市長が認める団体は不要）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、別記様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないと決定をしたときは、別記様式第3号による不交付決定通知により、申請者に通知するものとする。

（事業の取り止めの届出）

第11条 第8条第2号の規定により市長に届け出る場合は、あらかじめ別記様式第4号による事業の取り止め届出書を市長に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第12条 第8条第3号の規定により市長の指示を求める場合には、補助事業が予定期間内に開始できない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由を記載した書類を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、当該補助事業完了後30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第5号による実績報告書及びその添付書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認める場合には、随時事業の経過の報告を求めることができる。

（補助金の額の確定及び通知）

第14条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付決定をした額の範囲内において補助金の額を確定し、これを別記様式第6号による補助金確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合
- (2) 補助金を交付決定された内容以外の用途に使用した場合
- (3) 補助金を交付決定された内容の事業を遂行しなかった場合
- (4) 補助事業者が第3条第2項各号のいずれかに該当しないこととなった場合
- (5) その他関係法令、規則及び当該要綱の規定に違反した場合

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、別記様式第7号による補助金交付決定取消通知書を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、別記様式第8号による補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第17条 規則第20条に規定するその他市長が指定する財産は、補助事業により取得又は改良した価格が1点500,000円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

の備品等とする。

- 2 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間は、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号、以下「省令第15号」という。）を勘案し、3年とする。ただし、省令第15号において2年以下となっているものについては、省令第15号の定めに応じた期間とする。
- 3 第8条第5号の規定は、補助事業者が、あらかじめ市長の承認を受けた日又は補助事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して、前項で規定する当該財産等の耐用年数を経過した日のいずれか早い日を経過したときは適用しない。
- 4 第8条第5号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記様式第9号による取得財産の処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の支払い）

第18条 補助金の支払いは、規則及び新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の規定に基づき、概算払いができるものとする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

（適用期限）

- 2 この要綱の適用期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、これ以前に第10条により補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1 (第 5 条関係)

補助対象経費	
① 購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽器 (太鼓、笛など) ・ 衣装 (法被など) ・ 踊りの道具、幕 ・ 山車※ 1 ・ 屋台※ 1 ・ その他祭り等の実施に際し必要な用具の購入 (のぼり、長机、テントなど) <p>※ 1 図面計測等、仕様策定に関する取組みを含むが補助事業実施期間内に完成することを条件とする。</p>
② 修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太鼓の張替え ・ 獅子頭の塗り直し など <p>※地域の祭り用具の修理・修繕を指し、原則として、それら用具が修理等を重ねて次代に伝えていくべきことが必要であるとともに、団体の自助努力で行うことができる簡易・小規模な修理等ではなく、修理等の結果、明らかに新規購入した場合と比べて同程度の状態にされたことがわかる大規模な修理等の経費。</p>
③ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 映像記録作成のための費用 <p>(これまで記録した映像の編集費用 (委託費) など)</p>
①～③合計	<p>合計補助限度額：100万円</p> <p>※補助率は、4/5以内とする。</p> <p>※補助対象経費を合計し算出する補助額は、最低5万円以上とする。</p>

※用具の購入は1品目3万円以上の備品とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

別表 2 (第 6 条関係)

補助対象外経費	
1	祭り等の活動や運営のための直接的な経費
2	足袋、草鞋、晒しなど個人の所有物となる購入費
3	神職のみによる神事等や特定の宗教者・宗教団体によって行われる宗教行事等にかかる用具等の購入及び修繕費
4	神社や仏閣の用具等（神社や仏閣の所有となるもの）や特定の宗教団体、宗教施設の名称の入った用具等の購入及び修繕費
5	材料のストック購入費（山車等の材料となる木材など）
6	映像記録用機材（カメラ、ビデオカメラ、パソコン、ドローンなど）購入費
7	趣味や芸術、競技やスポーツに特化した発表会、競技会といった特定の人を対象とするイベント等の用具整備費
8	その他、祭り等用具整備とは直接関係のない用具等の購入や修繕費

（宛先）新潟市長

代表者 住所

団体名

代表者 氏名

**地域の祭り・イベント等用具整備事業
補助金交付申請書**

新潟市地域の祭り・イベント等用具整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 整備する用具について

(1) 事業名			
(2) 補助事業期間	年	月	日 から
	年	月	日 まで
(3) 整備内容 ※ 収支予算書の記入内容と合うよう、ご留意ください。	用具名	数量	設置・保管場所
(4) 対象経費の合計額※1			
(5) 補助金申請額※2			
(6) 他補助金の申請状況について※3			

※1 収支予算書（ア）より転記

※2 収支予算書（イ）より転記

※3 本事業又は関連する事業において、他の補助金の申請又は交付決定を受けている場合、その補助金名を記載してください。無い場合は、「無」と記入してください。

2 整備した用具を使用する祭り・イベントについて

<p>(1) 祭り・イベントについて (別紙可) ※3</p>	<p>【名称】</p> <p>【概要】</p> <table border="1" data-bbox="544 571 1449 656"> <tr> <td data-bbox="544 571 874 656">協働して開催する場合の団体名 ※4</td> <td data-bbox="874 571 1449 656"></td> </tr> </table> <p>【実施の実績 (過去3年分以上記載すること)】 ※5</p>	協働して開催する場合の団体名 ※4	
協働して開催する場合の団体名 ※4			
<p>(2) 事業の内容 (別紙可)</p>	<p>【主な用途】</p> <p>【用具整備により見込まれる効果】</p>		

※3 参加する側の場合は、参加する祭り等について、それぞれ記載してください。(参加する祭り等が複数ある場合は、それぞれの祭り等について概要を記載してください。)

※4 その他団体の場合は、協働して開催する市等の団体名を記載してください。

※5 参加する側の場合は、参加の実績を記載してください。

3 添付書類

- 収支予算書
- 用具の整備に係る見積書又はその写し
- 誓約書
- 補助申請団体の概要に関する調書 (協議会、自治会等は不要)
- 補助申請団体の会則 (協議会、自治会等、その他市長が認める団体は不要)
- その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第10条第1項関係）

新 第 号
年 月 日

（団体名）
（代表者氏名） 様

新潟市長
（担当 ）」

地域の祭り・イベント等用具整備事業費補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の補助金については、
下記のとおり交付の決定をしたので、新潟市地域の祭り・イベント等用具整備
事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

1 事業名

2 交付決定額

3 交付条件

- （1）事業終了後は、速やかに実績報告書を提出しなければならない。
- （2）この補助事業に係る証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
- （3）整備した用具は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- （4）整備した用具は、市長が別に定める期間を経過するまで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。（この「市長が別に定める期間」とは、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数とする。）
- （5）用具の整備に際して、偽りその他の不正の手段が認められたときは、補助金の全部又は一部を返還し、加算金及び延滞金を納付すること。

別記様式第3号（第10条第2項関係）

新 第 号
年 月 日

（団体名）
（代表者氏名） 様

新潟市長
（担当 ）」

地域の祭り・イベント等用具整備事業費補助金
不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記の補助金については、審査の結果、交付しないことと決定しましたので、新潟市地域の祭り・イベント等用具整備事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

1 事業名

2 不交付の理由

別記様式第4号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

代表者 住所

団体名

代表者 氏名

補助事業取り止め届出書

年 月 日付け 第 号 で補助金の交付決定通知のあった、補助事業を下記のとおり取り止めたいので、新潟市地域の祭り・イベント等用具整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により届け出ます。

記

取り止めの理由

（宛先）新潟市長

代表者 住所

団体名

代表者 氏名

地域の祭り・イベント等用具整備事業
補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号 で補助金の交付決定通知のあった補助事業が完了したので新潟市地域の祭り・イベント等用具整備事業費補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 交付決定額及びその精算額	交付決定額	円
	精算額	円
	差引	円

3 補助事業完了年月日 年 月 日

4 補助事業の成果、所見等

5 補助事業の精算に係る収支明細 収支精算書のとおり

6 情報の公表の状況

以下の書類により、補助金の交付について公表周知した。

予算書・決算書 広報紙

その他（ ）

7 添付書類

収支精算書

領収書又はその写し

口座振替申込書

整備した用具の写真

その他市長が必要と認める書類

（団体名）

（代表者氏名） 様

新潟市長

（担当 ）」

地域の祭り・イベント等用具整備事業費補助金
確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました標記補助金について、下記の通り確定したので、新潟市地域の祭り・イベント等用具整備事業費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付済額

円

3 確定額

円

4 今後支払予定額

円

別記様式第7号（第15条関係）

新 第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者氏名） 様

新潟市長

（担当 ）」

補助金等交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号 で交付決定した地域の祭り・イベント等用具整備事業費補助金について、下記のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

- 1 交 付 決 定 額
- 2 交 付 決 定 取 消 額
- 3 取 消 理 由

別記様式第8号（第16条関係）

新 第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者氏名） 様

新潟市長
（担当 ）」

補助金等返還命令書

年 月 日付け新 第 号 で金額の確定した（交付決定を取り消した）補助金については、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還額
- 2 返還期限
- 3 返還理由

年 月 日

（宛先）新潟市長

代表者 住所

団体名

代表者 氏名

補助事業に係る取得財産の処分承認申請書

年 月 日付け 第 号 で補助金の交付決定通知のあった地域の祭り・イベント等用具整備事業費補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、新潟市地域の祭り・イベント等用具整備事業費補助金交付要綱第17条の規定により承認を申請します。

記

- 1 取得効用増加財産の品目及び取得効用増加年月日
- 2 取得効用増加価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由